・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 橋梁下部工の施工を行う構成員（経営事項評価点数が1,200点以上の者）の主任（監理）技術者が上記⑸③－２に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、橋梁下部工のその他の構成員（経営事項評価点数を求めない者）の主任（監理）技術者が上記⑸③－３に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

【共通事項】

同種工事の経験については、元請けの技術者として実績を有していること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。））なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）さらに、橋梁下部工を施工する配置予定技術者の当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。ただし、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、異工種ＪＶ又は地域ＪＶを結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな異工種ＪＶ又は地域ＪＶを結成して特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成28年11月４日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㈠ 親会社と子会社の関係にある場合

㈡ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㈠ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㈡ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、４⑴Ｉによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の提出要請を行うものとする。

４　総合評価に関する事項等

⑴ 本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㈠ 一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ｉ一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点80.0点）

㈡ 二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点100.0点）

Ｉ　一次審査　下記１）～３）の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）配置予定技術者の能力

２）企業の施工実績

３）事故及び不誠実な行為に対する評価

Ⅱ　二次審査　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記６⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

③　現場施工期間の短縮：30点

④　現場施工期間の短縮に係る具体的な施工方法：20点

⑤　阿蘇大橋地区の地域特性を踏まえて、当該工事を円滑に実施するための具体的な対策とその確実性について：20点

なお、２）技術提案については、技術者ヒアリングを実施する。

⑵ ３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㈠の要件に該当する者のうち、㈡よって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～70点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㈢による。）を落札者とする。

㈠ 評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㈡ 評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴Ⅱ①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

㈢ 評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶ 技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。